

規制の事前評価書(要旨)

【代替案なし】

| | |
|----------------|--|
| 政策の名称 | いわゆる050アプリ電話の契約締結時等における本人確認の義務付け |
| 担当部局 | 総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課 |
| 評価実施時期 | 令和5年6月 |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>【規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)】 令和4年における特殊詐欺の被害額は361.4億円に達している。その手口としては、近年、特定IP電話番号によって提供される電気通信役務(いわゆる050アプリ電話)を用いるものが数多く使われている。報道によれば、令和4年に全国の高齢者宅などにかかってきた特殊詐欺の電話や資産・在宅状況を聞き出す「アポ電」について、番号が判明した19,843件のうち050アプリ電話が相当数を占めると思われるIP電話は7,281件(36.7%)であった。犯行に使われる050アプリ電話の多くは、本人確認がなされていない匿名の電話と分析される。こうした状況を放置した場合、匿名の050アプリ電話の流通が維持又は増加することとなり、特殊詐欺被害の件数や額が高止まりする恐れがある。 以上のような状況をベースラインとする。</p> <p>【課題及び課題の発生原因】 課題は、050アプリ電話が特殊詐欺の犯行に使われており、そうした犯行による被害額が甚大なものとなっている状況である。 課題の発生原因としては、050アプリ電話については、契約に際し本人確認義務が課されておらず、匿名の050アプリ電話を入手することが容易であるため、こうした匿名の通信手段が犯罪集団によって特殊詐欺の犯行に利用されている点である。また、仮に発生した場合、法執行機関が事後的な立証を行うことが困難な点である。 050アプリ電話の契約に際し本人確認を義務化することにより、匿名の050アプリ電話の流通を無くすことができる。これにより特殊詐欺を未然に防止することができるほか、仮に発生した場合であっても、法執行機関が本人確認書類を確認することにより事後的な立証にも資する。</p> <p>【規制の内容】 050アプリ電話の提供者に、契約時に利用者の本人確認を行うことを義務づける。自主規制に任せた場合、本人確認を行わない事業者が発生することが予想され、犯罪者はこうした抜け道を利用することとなる。よって、法令による規制を行うことが適当である。</p> |
| 規制の費用 | <p>(遵守費用) 現状、050アプリ電話については非対面取引が行われることが大多数であり、現状、本人確認として、何も行っていないか、SMS認証やコールバック認証、クレジットカードによる認証が行われていることが通例である。よって、今回の改正により、本人確認書類の原本若しくは写しの送付を受けるとともに、携帯電話端末又は契約確認書類を書留郵便等により転送不要郵便物等で送付する義務が生じる。なお、本人確認方法は、左記のほかオンライン上で本人確認を行うeKYCを活用する方法等があり得るが、最も多く使われている、写しの送付と転送不要郵便による書類の送付の組み合わせと仮定する。 $(84円 + 320円) \times 40万台 = 1.62億円$ ※84円: 定形郵便物の基本料金 320円: 簡易書留料金 40万台: 年間の050アプリ電話新規契約数(「電気通信番号に関する使用状況(総務省公表)」より推計。) ※また、本人確認記録を作成する義務の遵守は、事業者のこれまでの契約事務における作業の中で対応可能と推測され、当該義務に係る遵守費用は僅少であると想定される。</p> <p>(行政費用) 行政費用は発生しない。</p> |
| 規制の効果(便益) | <p>(直接的効果(便益)) 改正により、特殊詐欺に用いられる匿名の050アプリ電話の入手が困難となり、これにより治安対策上大きな便益が見込まれる。また、本人確認記録の作成の義務付けにより、法執行機関の事後的な立証にも資するものである。 令和4年における特殊詐欺の被害額は361.4億円に達しており、このうち相当程度が050アプリ電話を悪用した被害であるとの報告を警察当局から受けている。報道によれば、特殊詐欺の電話等で、番号が判明している19,843件のうち、050アプリ電話が相当数を占めると思われるIP電話は7,281件(36.7%)である。これを踏まえ、特殊詐欺の端緒たる電話の約36.7%が050アプリ電話を含むIP電話であるとの仮定をおくと、およそ132.6億円の被害が050アプリ電話を含むIP電話を端緒にしていた可能性がある。 ※ 本人確認の義務化によりこの全ての被害が防止できるとは考えられず、これ以上の推計は困難である。</p> <p>(副次的・波及的な影響) 副次的な影響及び波及的な影響として想定されるものはない。 ※本件規制により、最低限の本人確認が発生することとなるが、これにより契約をためらう利用者がいることは想定されないため、副次的な影響及び波及的な影響として想定されるものはない。</p> |
| 費用と効果(便益)の関係 | 推計された規制の遵守コスト(1.62億円)に比して規制の便益は明らかに大きく(※)、規制を行うことが適当である。 ※およそ132.6億円の被害が050アプリ電話を含むIP電話を端緒にしていた可能性がある。ただし、本人確認の義務化によりこの全ての被害が防止できるとは考えられず、これ以上の推計は困難である。 |
| その他関連事項 | <ul style="list-style-type: none"> ●「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」(令和5年3月17日犯罪対策閣僚会議決定) 特殊詐欺の犯行には、匿名での架電を可能とする様々な通信手段が利用されているところ、総務省、警察庁等の関連省庁が連携して施策を推進することにより、こうしたサービスの悪用防止対策を更に強化する。 ●「特殊詐欺の手口と対策」(令和5年4月13日警察庁組織犯罪対策部) 我が国においては、「携帯電話」を契約する場合とは異なり、050IP電話を契約する際に、通信事業者には、顧客の氏名、住居及び生年月日等の「本人特定事項」等を「本人確認書類」等により確認することは、義務付けられていない。そのため、当該電話番号から被疑者を割り出そうとする捜査は、困難なものとなっている。本人確認の義務付け等、制度改正を含めた検討が必要であると考えられる。 |
| 事後評価の実施時期等 | <p>【事後評価の実施時期】 当該規制については、施行から5年以内に事後評価を実施することを想定している。</p> <p>【事後評価に向けて把握する指標(費用・効果等)】 050アプリ電話を用いた特殊詐欺の被害件数、被害額、050アプリ電話の契約数の推移</p> |
| 備考 | |